

継続

原議保存期間	10年（令和16年3月31日まで）
有効期間	一種（令和16年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長

警 察 庁 丙 生 企 発 第 1 2 1 号
令 和 6 年 3 月 1 3 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定等の趣旨、要点及び留意事項について（通達）

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号。以下「法」という。）及び特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行令（平成15年政令第355号。以下「令」という。）のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定（別添1）が、平成16年1月20日から施行されることとなった（特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成16年政令第3号、別添2.）。また、同日、同法第7条の規定に基づき、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準（平成16年国家公安委員会告示第1号。以下「告示」という。別添3.）が公布され、同年4月1日から施行されることとなった。

法及び令のうち今回施行される部分及び告示の趣旨、要点及び留意事項は、下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

記

1 指定建物錠の防犯性能の表示（法第7条及び令第3条）関係

（1）趣旨

建物への侵入の防止を図るためには、特殊開錠用具の所持等の禁止と併せて、防犯性能の高い建物錠の開発及び普及を促進することが必要かつ効果的である。

現状においても、防犯性能の高い建物錠が普及しつつあるが、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法についての統一的な定めを規定する法制度が存在せず、国民にとって、防犯性能の観点から建物錠の製品を選択する指標がなく、その結果、建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が防犯性能の高い建物錠を開発し、又は輸入したとしても、国民の購買行動に直ちには結び付かないこととなるため製造業者等が防犯性能の高い建物

錠を開発し、又は輸入する動機付けが乏しい状況にある。

そこで、法第7条においては、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法等についての統一的な定めを設ける制度を創設し、これによって建物錠の製品選択の指標を設け、もって市場原理を機能させることにより、防犯性能の高い建物錠の開発及び普及を促進しようとするものである。

(2) 要点

ア 指定建物錠

法第7条により、「指定建物錠」とは、「建物錠（その部品を含む。以下同じ。）のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの」とされているが、「防犯性能の向上を図ることが特に必要」であるか否かは、いずれの種類の建物錠（その部品を含む。）が特殊開錠用具又は指定侵入工具による被害の直接的対象となり、侵入犯罪を多発させているのかという侵入犯罪の実態から判断されることとなる。法第7条を受けた令第3条においては、「指定建物錠」として、「シリンダー錠」、「シリンダー」及び「サムターン」の3種類を規定しているが、これらはいずれも、ピッキング用具、サムターン回し等による被害の直接的対象となり、侵入犯罪を多発させているものであるとともに、それぞれが製品として市場に流通しているものである。令同条各号の意義は、次のとおりである。

(ア) シリンダー錠（令第3条第1号関係）

「シリンダー錠」とは、固定された外筒と回転できる内筒（シリンダー）から成り、内筒（シリンダー）のかぎ穴にかぎを差し込み回転させることにより施解錠する錠のことである。

(イ) シリンダー（令第3条第2号関係）

「シリンダー」とは、錠の部品のうち回転できる内筒のことであり、かぎ穴にかぎを差し込み、これを回転させることにより錠を施開錠させることができるもののことである。

(ウ) サムターン（令第3条第3号関係）

「サムターン」とは、錠のかんぬきの開閉を行うためのつまみのことである。

イ 指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準

法第7条により、国家公安委員会は、指定建物錠の種類ごとに「指定建物錠の防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が表示すべき事項」（法第7条第1号）及び「表示の方法その他防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項」（同条第2号）を定め、これを告示することとされている。これを受け、国家公安委員会が告示したもの

が、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準であり、その概要は次のとおりである。

(ア) 表示すべき事項（告示第2条）

シリンダー錠、シリンダー、サムターンという指定建物錠の種類ごとに、耐ピッキング性能、耐かぎ穴壊し性能、耐サムターン回し性能等といった防犯性能等を表示することとされた。

(イ) 表示の内容及び方法（告示第3条）

- a 表示の内容は、指定建物錠の型式ごとに定められた試験方法（告示別表第1）により行った試験の結果に基づいて、各防犯性能ごとに「5分未満」、「5分以上」、「あり」、「なし」などとするものとされた（第1項関係）。

いずれの防犯性能試験においても「5分」を一つの目安としているが、これは「窃盗犯のうち約7割が侵入するのに5分以上時間がかかれば侵入をあきらめる」という調査結果を基にしたものである。

また、耐ピッキング性能及び耐かぎ穴壊し性能について3区分の基準が設けられたのは、最終消費者たる国民に対して製品を選択する指標を提供するという法律の趣旨、現在市場に流通する建物錠の防犯性能等を踏まえ、3区分を設ける必要があると判断されたものである。

他方、耐サムターン回し性能及び耐カム送り解錠性能については、5分間の防犯性能試験を行っても解錠できないものは、サムターン回し又はカム送り解錠に対する構造的な弱さを有していないと判断できることから、「あり」又は「なし」の2区分とされたものであり、「耐こじ破り性能」については、製品を選択する指標を提供するという法律の趣旨に照らせば3区分設けるべきところ、耐こじ破り性能が錠の防犯性能だけでなくドアの防犯性能にも左右されること、耐こじ破り試験を行った場合に5分以上開錠しない製品があるかどうか不明なことなどを勘案して、当面「あり」又は「なし」の2区分とすることとされたものである。

- b 表示の方法は、当該指定建物錠に表示すべき事項を記載した紙片を貼付し、又はその容器、包装若しくは取扱説明書その他の当該指定建物錠に添付する文書に記載するなど建物錠の最終消費者等が防犯性能等を確実に知ることができる方法で行わなければならないこととされた（第2項関係）。

(ウ) 帳簿への記載等（告示第4条）

告示別表第1に規定する試験方法に基づいた試験を実施したのかどうかを事後的に確認できるようするため、試験に関する事項を記載した帳簿を主たる事務所に作成して備え付け、試験の終了後10年間保存しなければならないこととされた。

(3) 留意事項

指定建物錠の防犯性能に関する表示制度は、告示附則により平成16年4月1日から施行されることから、本制度の趣旨、内容等について広く県民に対し、積極的な広報啓発を実施されたい。

2 表示に関する勧告及び命令（法第8条）

(1) 趣旨

法第7条により、国家公安委員会は、建物錠の製造業者等が指定建物錠の防犯性能に関し表示すべき事項等を告示することとされたが、建物錠の製造・輸入業者が当該告示に従わなければ、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法等についての統一的な制度を創設したことの意義が失われる。そこで、第8条は、国家公安委員会は、告示されたところに従って表示をしていない指定建物錠の製造・輸入業者に対し、告示に従って表示をすべきことを勧告することができることとし、勧告に従わない製造・輸入業者に対する命令の制度を設けるものである。

(2) 要点

「告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていないと認めるとき」とは、そもそも防犯性能に関する表示していない場合、告示に定める試験方法により行った試験の結果に基づいて適正な表示をしていない場合等が想定される。

また、第8条第2項に基づく国家公安委員会の命令違反に対しては、法第17条により、100万円以下の罰金に処せられることとなる。

(3) 留意事項

地域住民等から告示に従っていない表示に関する情報を把握した場合は、速やかに警察庁生活安全局生活安全企画課に通報されたい。

3 報告及び立入検査（法第12条（第2項を除く。））

国家公安委員会が、法第8条の規定による勧告及び命令の措置を適正かつ効果的に実施するため、このような措置の対象となる製造業者等に対して措置の前提となる事実関係について調査を行う権限を付与するものである。

【継続措置状況】

初回発出日：平成16年1月27日

（有効期間：令和6年3月31日）

法律第六十五号
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律

(指定建物錠の防犯性能の表示)

第七条 国家公安委員会は、建物錠（その部品を含む。以下同じ。）のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「指定建物錠」という。）について、指定建物錠の種類ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

- 一 指定建物錠の防犯性能に關し建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が表示すべき事項
- 二 表示の方法その他防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

(表示に關する勸告及び命令)

第八条 国家公安委員会は、製造業者等が指定建物錠について前条の規定により告示されたところに従つて防犯性能に關する表示をしていないと認めるときは、当該製造業者等に対し、その製造又は輸入に係る指定建物錠につき、その告示されたところに従つて防犯性能に關する表示をすべき旨の勸告をすることができ、

2 国家公安委員会は、前項に規定する勸告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくてその勸告に係る措置をとらなかつた場合において、特殊開錠用具等を用いて当該指定建物錠の特殊開錠を行う手口による建物への侵入が多発するおそれがあると認めるときは、当該製造業者等に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十二条 国家公安委員会は、第八条の規定の施行に必要な限度において、製造業者等に対し、指定建物錠に係る業務の状況に關し報告させ、又は警察庁の職員に、製造業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、指定建物錠、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十七条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第十五条、第十七条又は前条の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

政令第三百五十五号

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律
施行令

内閣は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第二条第二号及び第三号並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定建物錠）

第三条 法第七条の政令で定める建物錠は、次に掲げるものとする。

- 一 シリンダー錠
- 二 シリンダー
- 三 サムターン

政 令

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年一月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三号

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十六年一月二十日とする。

内閣総理大臣 小泉純一郎

告

示

○国家公安委員会告示第一号

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第七条の規定に基づき、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準を次のように定めたので、告示する。

平成十六年一月二十日

国家公安委員会委員長 小野 清子

指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準

（趣旨）

第一条 この基準は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定に基づき、指定建物錠の防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が表示すべき事項等を定めるものとする。

（表示すべき事項）

第二条 指定建物錠の防犯性能に関し表示すべき事項は、次の各号に掲げる指定建物錠の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 シリンダー錠

イ 耐ピッキング性能

ロ 耐かぎ穴壊し性能

ハ 耐サムターン回し性能

ニ 耐カム送り解錠性能

ホ 耐こじ破り性能

ヘ 当該シリンダー錠を解錠するものとして出荷するかぎの本数

二 シリンダー

イ 耐ピッキング性能

ロ 耐かぎ穴壊し性能

ハ 当該シリンダーを解錠するものとして出荷するかぎの本数

三 サムターン

イ 耐サムターン回し性能

（表示の内容及び方法）

第三条 製造業者等が表示すべき事項の表示の内容は、指定建物錠の型式ごとに別表第一の試験方法により行った試験の結果に基づき、別表第二の上欄に掲げる表示すべき事項ごとに、中欄に掲げる基準に従い、それぞれ下欄に掲げるものとする。

2 製造業者等は、表示すべき事項の表示に際しては、当該指定建物錠に表示すべき事項を記載した紙片を貼付し、又はその容器、包装若しくは取扱説明書その他の当該指定建物錠に添付する文書に記載し、その他当該指定建物錠を一般に購入し、又は使用する者が確実に知ることができする方法で行わなければならない。

（帳簿への記載等）

第四条 製造業者等は、次に掲げる事項を記載した帳簿を主たる事務所に作成して備え付け、試験の終了後十年間これを保存しなければならない。

一 試験を行った指定建物錠の名称及び型式

二 試験の結果

三 試験を行った年月日

四 試験を行った者の氏名、生年月日、住所及び会社等所属機関の名称

五 試験を行った際に使用した器具の種類及び当該器具の写真

2 前項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により主たる事務所において記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて、前項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

3 前項の規定による保存の場合には、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）の別表に定める対策を実施するよう努めなければならない。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

備考 一 この表（耐こじ破り性能試験の項及び備考三ハを除く。）において「戸」とは、戸又は戸を模した台（表面板が厚さ一・六ミリメートル以内の鋼製で、厚さ四十ミリメートル以内とする。）をいう。 二 試験体は、シリンダー錠にあつては、戸に通常使用される状態で取り付けたもの、シリンダー及びサムターンにあつては、適当な錠箱に取り付け、かつ、当該錠箱を戸に通常使用される状態で取り付けたものとする。 三 試験員は、錠について専門的な知識を有する者であつて、次に掲げる要件を満たす者とする。 イ 人格及び行動について社会的信望を有すること。 ロ 試験用ディスクシリンダー錠（かぎ違い数が三千以上であつて、八枚以上のディスク（ピッキングによる解錠の防止を図るための構造を有しないものに限る。）を有するものをいう。以下同じ。）及び試験用ピンシリンダー錠（かぎ違い数が三千以上であつて、六本以上のピン（ピッキングによる解錠の防止を図るための構造を有しないものに限る。）を有するものをいう。以下同じ。）を、戸に通常使用される状態で取り付けたものについて、ピッキング用具を用いてピッキングを行うことにより、いずれも五分未満で解錠できる能力を有すること。 ハ 試験用ディスクシリンダー錠又は試験用ピンシリンダー錠を戸に通常使用される状態で取り付けたものについて、ホールソー及びホールソーのシリンダー用軸を使用してシリンダーを破壊することにより、五分未満で開錠できる能力を有すること。 ニ サムターン回しによる解錠の防止を図るための構造を有しない建物錠を戸に通常使用される状態で取り付けたものについて、サムターン回しを用いてサムターンの操作をすることにより、五分未満で解錠できる能力を有すること。 ホ カム送り解錠による解錠の防止を図るための構造を有しない建物錠を戸に通常使用される状態で取り付けたものについて、カム送り解錠用具を用いて錠箱内部の機構の操作をすることにより、五分未満で解錠できる能力を有すること。 ヘ こじ破りによる開錠を防止するための構造を有しない建物錠を戸に通常使用される状態で取り付けたものについて、こじ破りを行うことにより、五分未満で開錠できる能力を有すること。 四 試験員に対しては、試験を行う日までに相当な期間において試験体一体及びその構造を示す図面を配布するものとする。 五 耐ピッキング性能試験及び耐かぎ穴壊し性能試験において計測する時間は、秒を単位とする。 六 ホールソーは、一の試験において一本とし、その素材は、超硬合金（日本工業規格（以下「JIS」という。）B四千五十三に定める超硬質合金であつて、炭化タングステンを主成分とするもの）とする。 七 破壊用シリンダー回し等の素材は、SK材相当（JIS—G四千四百一に定める炭素鋼であつて、焼入れ焼戻し処理をし、JIS—Z二千二百四十五に定める試験方法において六十HRC以上の硬度を有するもの）とする。	二 一個のシリンダー錠について、施錠した状態において面板から十二ミリメートル（面付錠にあつては、八ミリメートル）の位置の、かんぬきの中心部に、一万ニュートンの荷重をかけ、施錠の効果、失われるかどうかを判定する（この場合において、荷重をかけ始めてから三分以内に一万ニュートンにし、三十秒間その荷重を保持するものとする。）
--	--

別表第二 表示すべき事項の表示の内容

表示すべき事項	基 準		表示の内容
	耐ビッキング性能	耐かき穴壊し性能	
耐ビッキング性能	耐ビッキング性能試験の結果が五分未満であるとき 耐ビッキング性能試験の結果が五分以上十分未満であるとき 耐ビッキング性能試験の結果が十分以上であるとき	耐かき穴壊し性能試験の結果が五分未満であるとき 耐かき穴壊し性能試験の結果が五分以上十分未満であるとき 耐かき穴壊し性能試験の結果が十分以上であるとき	五分未満 五分以上 十分以上
耐サムターン回し性能	耐サムターン回し性能試験の結果、五分未満で解錠できたものがあつたとき	耐サムターン回し性能試験の結果、五分未満で解錠できたものがあつたとき	なし
耐カム送り解錠性能	耐カム送り解錠性能試験の結果、五分未満で解錠できたものがあつたとき 耐カム送り解錠性能試験の結果、五分未満で解錠できたものがなかつたとき	耐カム送り解錠性能試験の結果、五分未満で解錠できたものがあつたとき 耐カム送り解錠性能試験の結果、五分未満で解錠できたものがなかつたとき	あり なし あり
耐こじ破り性能	耐こじ破り性能試験の結果、五分未満で施錠の効果が失われたとき 耐こじ破り性能試験の結果、五分未満で施錠の効果が失われなかつたとき	耐こじ破り性能試験の結果、五分未満で施錠の効果が失われたとき 耐こじ破り性能試験の結果、五分未満で施錠の効果が失われなかつたとき	なし あり
当該シリンドー錠又はシリンドー錠を解錠するものとして出荷するかぎの本数			何本